

B E L S 登録機関の登録内容等の変更手続きに関して

2019年4月22日

(一社)住宅性能評価・表示協会 B E L S 事務局

1. B E L S 登録機関の登録内容の変更に関して

「B E L S 評価業務方法書」1章3. 評価の実施機関において、登録内容に変更が生じた際は、遅滞なく、別記様式第12号等式「B E L S に係る評価機関変更届出書」に変更に係る事項の書類を添付し、(一社)住宅性能評価・表示協会 B E L S 事務局(以下、事務局という)に届け出なければならないとなっており、当該届出の際に提出する書類は以下となります。また書類の提出は手数料ですが郵送等をお願い致します。

各項目共通 「[B E L S に係る評価機関変更届出書\(別記12号様式\)](#)」

(1) 「B E L S に係る評価機関登録申請書」の記載事項又は機関の種別に応じた提出書類の内容の変更

※当該記載事項：届出者、評価業務を行う事務所所在地、業務区分(住宅、非住宅)

■提出書類

- ① 業務区分が住宅の場合：登録住宅性能評価機関変更届出書(第十四号様式)の写し
- ② 業務区分が非住宅の場合：登録建築物エネルギー消費性能判定機関変更届出書(様式第四十三)の写し

※上記のいずれも、国交省へ当該変更の届出を行った書類の写し

- ③ B E L S 評価業務規程 ※当該変更に係る内容の記載がある場合

(2) B E L S に係る評価員の名簿及び評価員の変更(選任又は解任)

■提出書類

1) 評価員の選任の場合

- ① 変更後の評価員の名簿
- ② 住宅部分の評価員の場合：品確法第13条の講習課程の修了証の写し
- ③ 非住宅部分の評価員の場合：登録適合判定員講習修了書の写し

2) 評価員の解任

- ① 変更後の評価員の名簿

(3) B E L S 評価業務に係る組織図(B E L S 評価業務の管理者の明示)の変更

- ① 組織図
- ② B E L S 評価業務規程 ※当該変更に係る内容の記載がある場合

2. B E L S 担当者の変更に関して

事務局から機関への連絡は、評価機関登録時のB E L S 担当者宛に行っております。担当者や連絡メールアドレス等を変更される場合は、「[B E L S 担当者連絡先](#)」に必要事項を記入の上、メール等で送付して下さい。